

# 「中断証明書」発行依頼書に関するご注意

## 1. 「ご依頼日」について

- (1) 中断の対象となるご契約(以下「中断前の契約」といいます)の共済期間の満了日(満期日または共済期間の途中で解約された場合は、その解約日。以下同じ)から13ヵ月以内に共済契約者ご本人からご依頼ください。
- (2) ご依頼日が、中断前の契約の共済期間の満了日前、または、中断前の契約の共済期間の満了日から13ヵ月を超えた場合は、中断証明書の発行はできません。

## 2. 「中断事由」について

「中断事由」は、以下の(1)または(2)のいずれかである場合に限られます。

- (1) 国内中断特例
  - ① 共済期間の満了日までに、被共済自動車が廃車、譲渡、またはリース業者へ返還されていること
  - ② 被共済自動車の自動車検査証に記載の「有効期間の満了する日」を過ぎていること(車検切れ)
  - ③ 盗難によって警察に届け出を行った場合で、共済期間の満了日時点で被共済自動車が発見されていないこと(ただし、盗難された被共済自動車の代替となる自動車を取得し、車両入替をした場合を除く)
  - ④ 被共済自動車が二輪自動車である場合は、共済期間の満了日までに主たる被共済者が母子保健法に定められた妊娠の届け出を行っていること
  - ⑤ 他の自動車共済契約の被共済自動車として車両入替した「引き込まれた自動車」に該当すること
- (2) 海外中断特例
  - ① 主たる被共済者の海外渡航(共済期間の満了日から6ヵ月以内に、主たる被共済者が出国していること)  
※主たる被共済者の出国後もご家族が日本国内に残られて、被共済自動車を引き続きご使用になる場合は、ご契約の中断はできません。

## 3. 「中断前の契約」の条件について

下記のいずれかにより、適用等級が7～22等級であることが条件となります。

- (1) 「中断前の契約」の適用等級が7等級から22等級であり、かつ、同契約の共済期間の満了日までの事故が0件であるご契約。
- (2) 「中断前の契約」の共済期間の満了日までに事故が1件以上ある場合は、同契約を前契約としてその事故件数に応じて減算した次期契約の適用等級が7等級から22等級となるご契約。

## 4. 「共済期間の満了日」について

- (1) 中断前の契約の満期日または共済期間の途中で解約された場合は、その解約日。

## 5. 添付書類について(例) コピーを添付してください。

国内中断特例	廃車	・共済証書 ・登録識別情報等通知書 ・輸出抹消仮登録証明書 ・抹消登録証明書、登録事項等証明書、自動車検査証返納証明書、軽自動車届出済証返納証明書、軽自動車届出済証返納確認書のいずれかで廃車が確認できるもの
	譲渡	・共済証書 ・登録事項等証明書または軽自動車税申告書
	返還	・共済証書 ・登録事項等証明書または軽自動車税申告書
	車検切れ	・共済証書 ・登録事項等証明書・検査記録等証明書(いずれも車検証記載の「有効期間の満了する日」以降に発行されたもの)
	妊娠	・共済証書 ・母子健康手帳(届出日が確認できるページ) ・自動車検査証または軽自動車届出済証
	盗難	・共済証書
	引き込まれた自動車	・共済証書 ・上記、廃車、譲渡、返還に必要な書類 ・異動承認通知書等、他の自動車共済契約等において車両入替がされていることの実事実および日付が確認できるもの
海外中断特例	・共済証書	

■場合によっては上記以外の書類が必要になることがあります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 6. その他注意事項

- (1) 中断前の契約の契約者が死亡している場合は、新契約の主たる被共済者が一定の条件をみたす場合、中断特例(再加入)が適用されます。
- (2) 海外渡航による中断特例(再加入)の適用にあたっては、旅券(パスポート)による出入国スタンプ(証印)の確認が必要となります。自動化ゲート利用時は、旅券(パスポート)へのスタンプ(証印)がされませんのでご注意ください。自動化ゲート通過前に、入国管理局職員まで申し出ることにより、旅券(パスポート)へのスタンプ(証印)は可能です。